



Certified Administrative Procedures
Legal Specialist Office
NOREN

ベトナム編 日本留学の先のキャリアとは？

2019年8月2日

のれん行政書士事務所

代表行政書士 加藤慎二郎

(東京ベトナム協会 理事)

【自己紹介】

行政書士 加藤 慎二郎

- 2015年から都内の行政書士事務所に勤務
年間300件以上の相談・営業許認可業務に従事
- 2017年 のれん行政書士事務所 を開業
国際業務(ビザ申請)をメインに取扱い、
その他、各種営業許認可、法人設立等を行う
- ベトナムの方が、日本で安心かつ安全に生活が出来るように、
身近な相談相手となり、日本での就職、結婚、出産、相続など、
人生の節目における、各種手続きの支援業務に従事

はじめに

【東京ベトナム協会とは？】

- 「助け合いの精神」に基づき、会員相互および各地域との間で、生活、文化、学術、経済など、さまざまな側面から協力を図り、会員相互の繁栄に寄与し、「ベトナム」と「日本」両国の架け橋となり、更なる友好関係の増進に貢献することを目的としています。



【活動実績】

- ベトナムフェスティバル2019出店
- 日本ベトナム100人交流会
- ベトナム映画上映会
- ベトナム料理教室
- ベトナム語講座 など







目次

- 背景： (1) ベトナムの基本情報
(2) ベトナムの教育制度
(3) ベトナム人が日本を目指す理由とは？
(4) 在留ベトナム人の状況
- 課題： (1) 在留資格に関する問題点
(2) 事例①～④
- 解決策： 将来を見据えた進路指導
- その他： 10年後、20年後に抱える問題とは？
- 結論： まとめ

背景：(1)ベトナムの基本情報

ベトナムと日本の比較

	 ベトナム	 日本
人口	9,367万人	1億2,622万人
面積	33万1690km ²	37万7914km ²
首都	ハノイ	東京
最大都市	ホーチミン	東京
公用語	ベトナム語	日本語
物価 (タクシー)	48円	410円
最低賃金	<u>月給約2万482円</u>	<u>月給約17万3千円</u>

背景：(1)ベトナムの基本情報

・ベトナム人の特徴

- ①器用、真面目で勤勉→女性の社会進出が高く、街中を見渡しても働いているのは女性ばかり
- ②家族の絆が強い→親戚との距離感も近い
- ③遠くの100万円よりも、目の前の1万円→「今を楽しく行きたい」→「中長期計画を立てるのが苦手」
- ④ハノイとホーチミンは、東京と大阪の関係に似ている
- ⑤11月20日は「教師の日(先生の日)」 お世話になっている先生に贈り物をする 것도
- ⑥日本人と似ている部分もあるが、意外とプライドが高い
- ⑦親日度は世界トップレベル 日本のアニメ・マンガ、化粧品などが人気



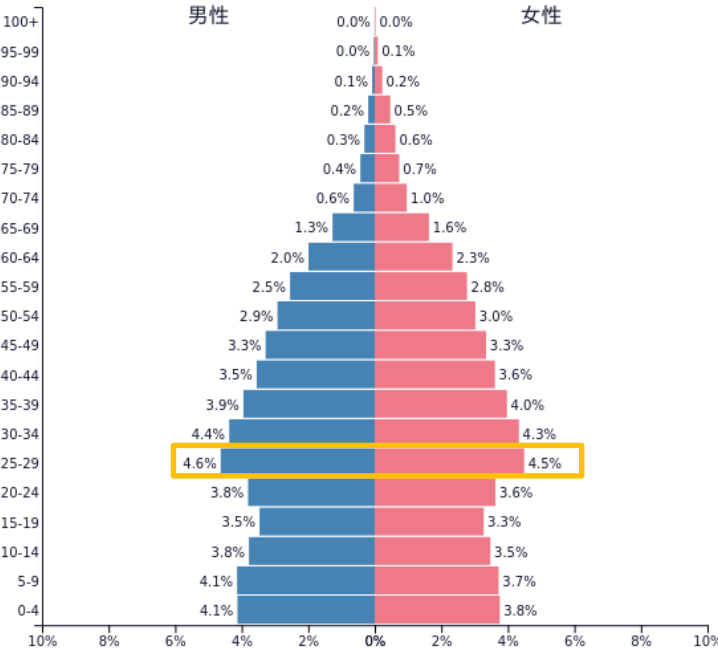
背景：(1)ベトナムの基本情報

・ベトナムと日本の人口

「人口推移から見る、ベトナムと日本の時差は40年弱」



ベトナムの人口(2019年)

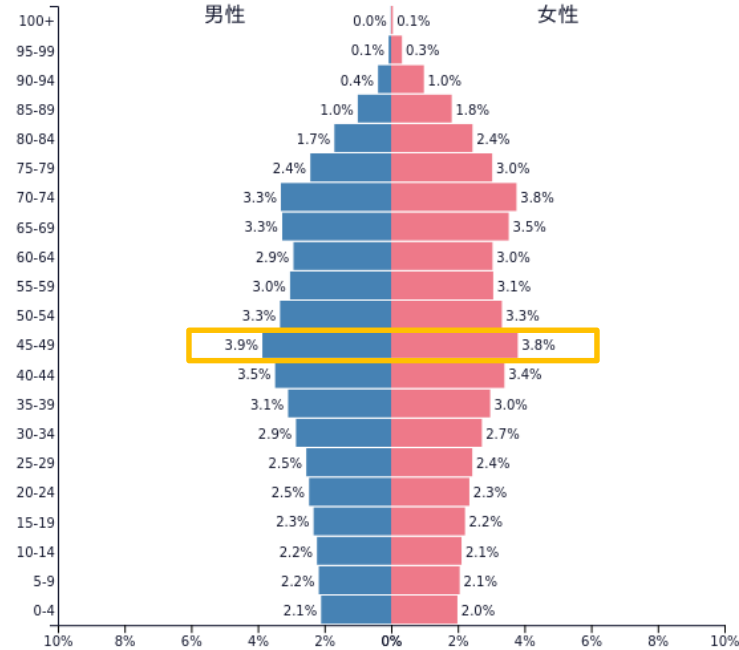
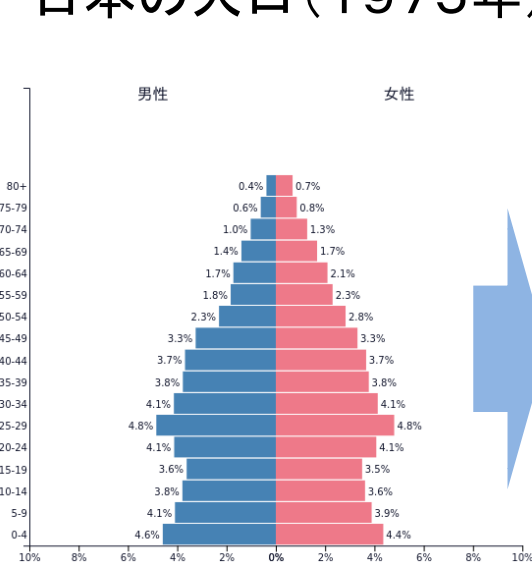


平均年齢30歳



日本の人口(2019年)

日本の人口(1975年)



平均年齢46歳

背景：(2)ベトナムの教育制度

・教育法において、「親たちは、自分の子供たちを9年間の普及教育を受けさせる義務を持つ」と規定されていることから、教育に対する関心は高く、15歳までの識字率は94%ある。

	 ベトナム	 日本
準拠法制定年	1998年	1947年
法律名	教育法	学校教育法
現在の体系	小学校5年(義務教育)	小学校6年(義務教育)
	中学校4年(義務教育)	中学校3年(義務教育)
	高校3年	高校
	大学4年	大学4年

・一方で、初等・中等教育では学級内の生徒数が多すぎて(1クラス50人)、教師不足や外国語教育が普及しなかったりなど、様々な問題を抱えている。

背景：(2)ベトナムの教育制度

- ・ベトナムの大学・短期大学の進学率はおよそ30%前後
- ・日本の大学・短期大学の進学率は54.8%(文部科学省)
- ・ベトナムの就職活動は大学を卒業してから開始することが多い
- ・希望とおりの職に就ける人は3割程度
6割以上の人が専攻と異なる職に就くことも

ベトナムの大学ランキング

01位	ハノイ工科大学
02位	ベトナム国家大学ハノイ校
03位	貿易大学
04位	ディプロマティックアカデミー
05位	ハノイ師範大学
06位	ホーチミン市工科大学
07位	カントー大学
08位	ヴィン大学
09位	ダナン大学
10位	ハノイ医科大学

背景：(3)ベトナム人が日本を目指す理由とは？

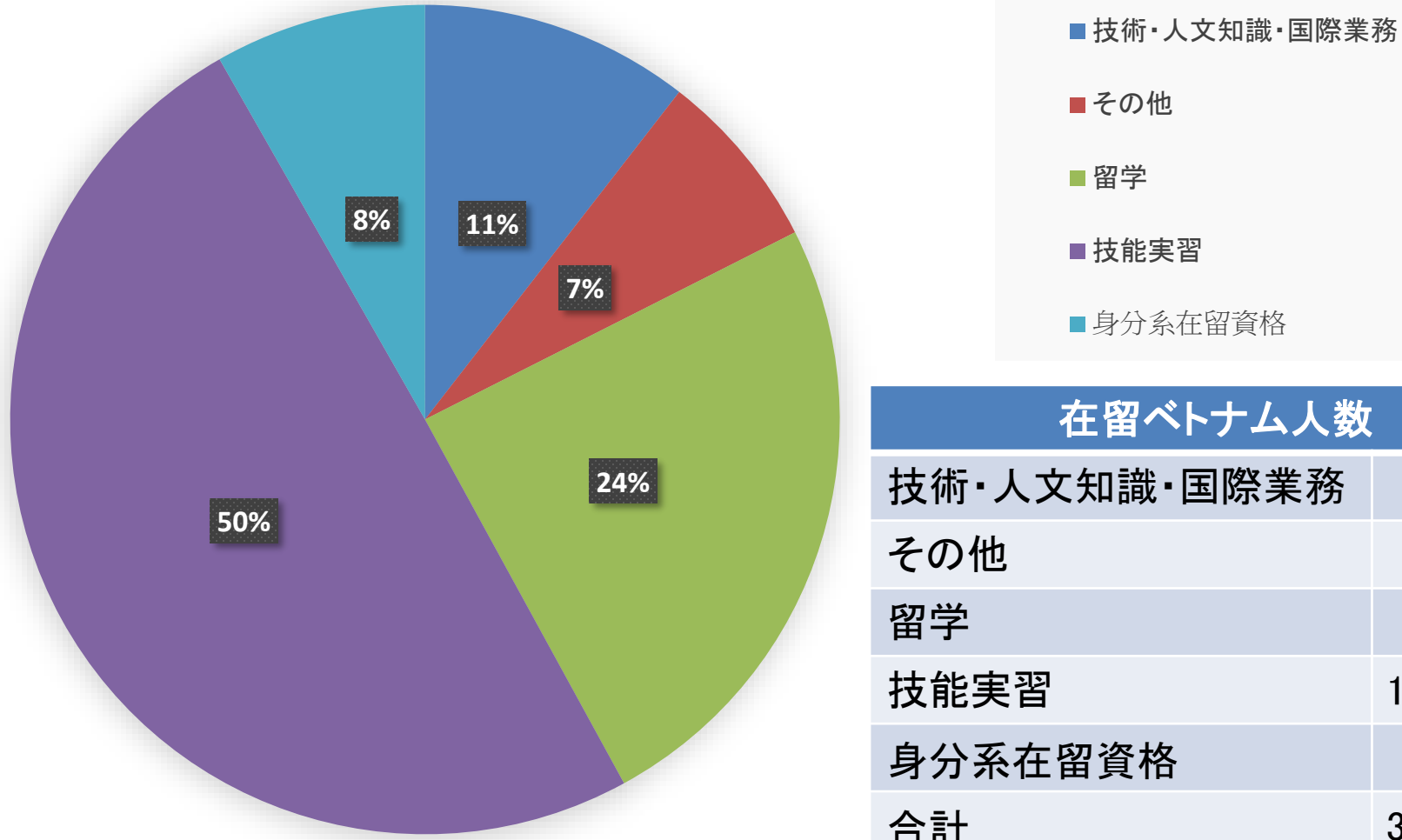
- ・日本に来るベトナム人の目的は、「**日本で働く事!!**」
ベトナム政府も、国民の所得増、雇用の創出、労働省の技能向上という名目で若年層の海外就労を国策として推奨しており、海外就労者の6割を20～30代が占めるようになっている。

働きながら留学の出来る日本が人気に…

- ・本来の意味の「留学」として選ばれるのはオーストラリア、アメリカ、イギリス、中国など

背景：(4) 在留ベトナム人の状況

在留ベトナム人数



在留ベトナム人数	
技術・人文知識・国際業務	34,752人
その他	23,294人
留学	81,009人
技能実習	164,499人
身分系在留資格	27,281人
合計	330,835人

課題：(1)在留資格に関する問題点

2017年4月5日：日本への留学、技能実習を希望される皆様へ☆

2018年3月29日：仲介業者（ブローカー）に注意！☆

2018年4月16日：ベトナム語の情報あります～日本で働くことを希望される皆様へ～☆

2018年6月14日：技能実習生・留学生の相談窓口設置の動きについて☆

2018年7月24日：語学留学を目的とした査証申請に関するお知らせ☆

2018年8月7日：（注意喚起）留学や技能実習で日本に行くことを希望している皆様へ☆

2018年9月28日：留学斡旋機関（業者）による留学査証の申請について☆（代理申請の受付を停止）

2018年10月29日：【日本への留学・技能実習を希望する皆さんへ】日本国大使館は皆さんの味方です☆

2018年11月2日：【日本への留学を希望する皆さんへ：注意してください】

日本に実在する大学の名前を勝手に利用した詐欺の事例が発生しました！☆

2018年11月20日：【日本への留学を希望する皆さんへ】ハノイ市教育訓練局の通達 ☆

2018年11月27日：査証の代理申請の受付を停止する留学斡旋機関について☆

2018年12月14日：日本留学説明会を実施しました☆

（ホーチミン市、ハイフォン市、ハノイ市、アンザン省、ラムドン省、バリアブントウ省、ビンディン省）

2018年12月28日：ハノイ市留学斡旋業者セミナーにて日本留学説明会を行いました☆

2019年1月24日：技能実習・留学正しい情報発信セミナーの開催☆

2019年2月1日：【日本への留学を希望する皆さんへ】63市・地方省の教育訓練局へ注意喚起を行いました☆

2019年2月11日：当館で日本語教育機関に留学するための留学ビザ申請手続について☆

2019年4月3日：【日本留学を希望する皆さんへ】日本留学に関する情報☆

2019年4月5日：（注意喚起）日本への就労や留学に関する業者とのトラブル例☆

2019年4月23日：【注意してください】偽造された在留資格認定証明書を使った留学詐欺が報告されています☆

2019年5月7日：日本への就労・留学正しい情報発信セミナー in ゲアン省が開催されました☆

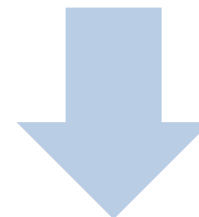
2019年5月22日：留学斡旋機関（業者）による留学ビザの申請について☆

2019年6月20日：査証の代理申請の受付を停止する留学生斡旋機関☆

2019年6月21日：【日本への留学を希望する皆さんへ：注意してください】

日本の日本語教育団体の名前を勝手に利用した不正な奨学金の勧誘が行われています！☆

在ベトナム日本大使館からの注意喚起



日本留学に関するもの

20回以上

技能実習を含めると

30回以上

課題：事例

【事例①】

Cさん 男性 31歳

2015年11月 エンジニアとして大阪の企業から認定申請→不許可

2016年12月 留学生として日本語学校から認定申請→不許可

送出し機関から、申請書類の控えをもらえず。

いつ、どこの入管に、どの会社が申請をしたのか、詳細を教えてもらえず。

再度申請をしても、不許可になる可能性が高いので、短期ビザで来日してもらい、情報開示請求をすることに。

2018年12月、家族滞在ビザを申請→2019年2月、無事に認定証明書が交付される。
現在、ベトナム人の奥さんと一緒に日本で新婚生活を満喫中。

課題: 事例

【事例②】

Hさん 女性 26歳

2018年 4月 留学生として来日

2018年 9月 就職が決まり、技術・人文知識・国際業務へ変更申請

受入企業は本人の大学での専攻および職歴を高く評価し、採用を決定
しかし、本人との面談で、送出し機関による経歴詐称が発覚

色々な書類を集めてもらい、申請→2019年1月、変更が許可される

現在は、正しい経歴とともに、神戸にて就業中



課題：事例

【事例③】

Mさん 女性 26歳

ベトナムトップ大学の貿易大学を卒業

英語、フランス語、日本語が堪能

2016年 1月 留学生として来日

専門学校に通っているが、既に言語スキルを習得しているため、
学校に通うメリットを感じない→授業料をこれ以上払いたくない

就職先も決まっているため、技術・人文知識・国際業務への変更を希望

2019年4月変更申請→2019年5月変更許可

現在、起業準備をしながら就業中

課題：事例

【事例④】

Pさん 男性 32歳

10年前に来日し、日本の大学を卒業

大手メーカーに就職

キャリアアップの為に大手企業に転職

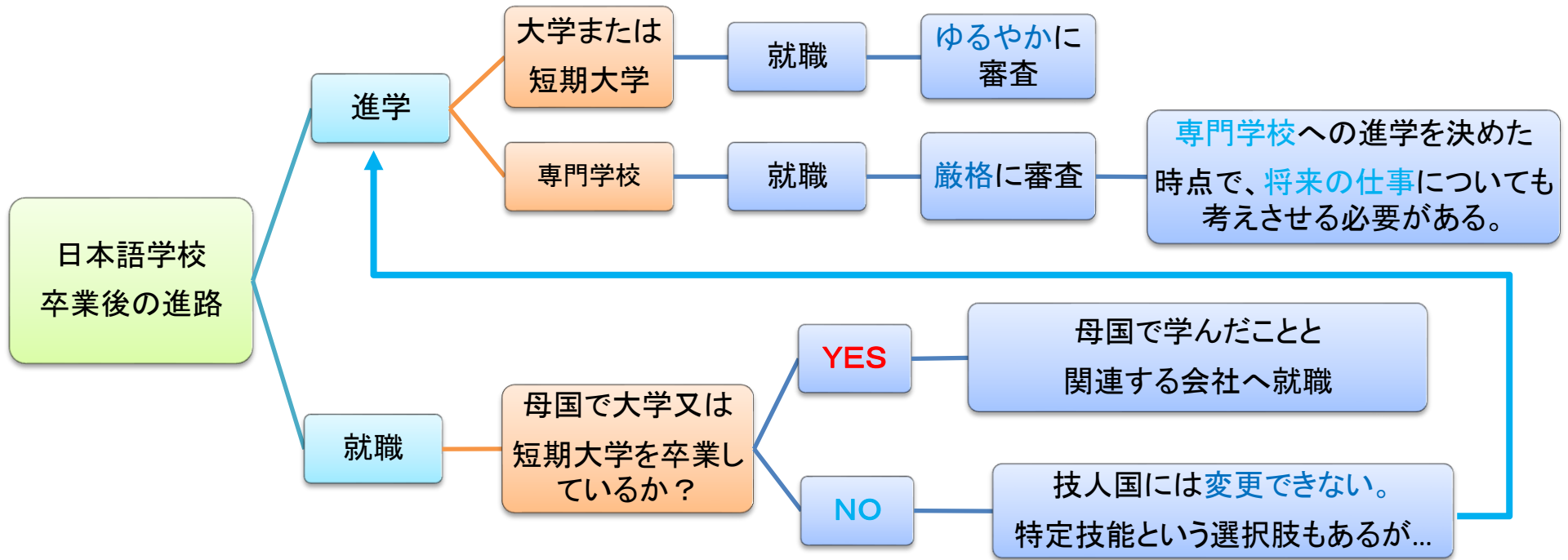
既に永住権を取得しているため、自身の会社も経営

在留ベトナム人の地位向上を目指し、社団法人を設立

定期的にイベントなどを開催し、自身のキャリアや日本で成功している、

先輩ベトナム人の経験などを後輩たちにシェアしている。

解決策：将来を見据えた進路指導



- ・東京出入国在留管理局による「**留学生の就職相談**」を利用する
- ・どうしても「**特定技能**」を望む生徒については、制度をよく理解させるために、**専門家**などの意見を交えて検討する

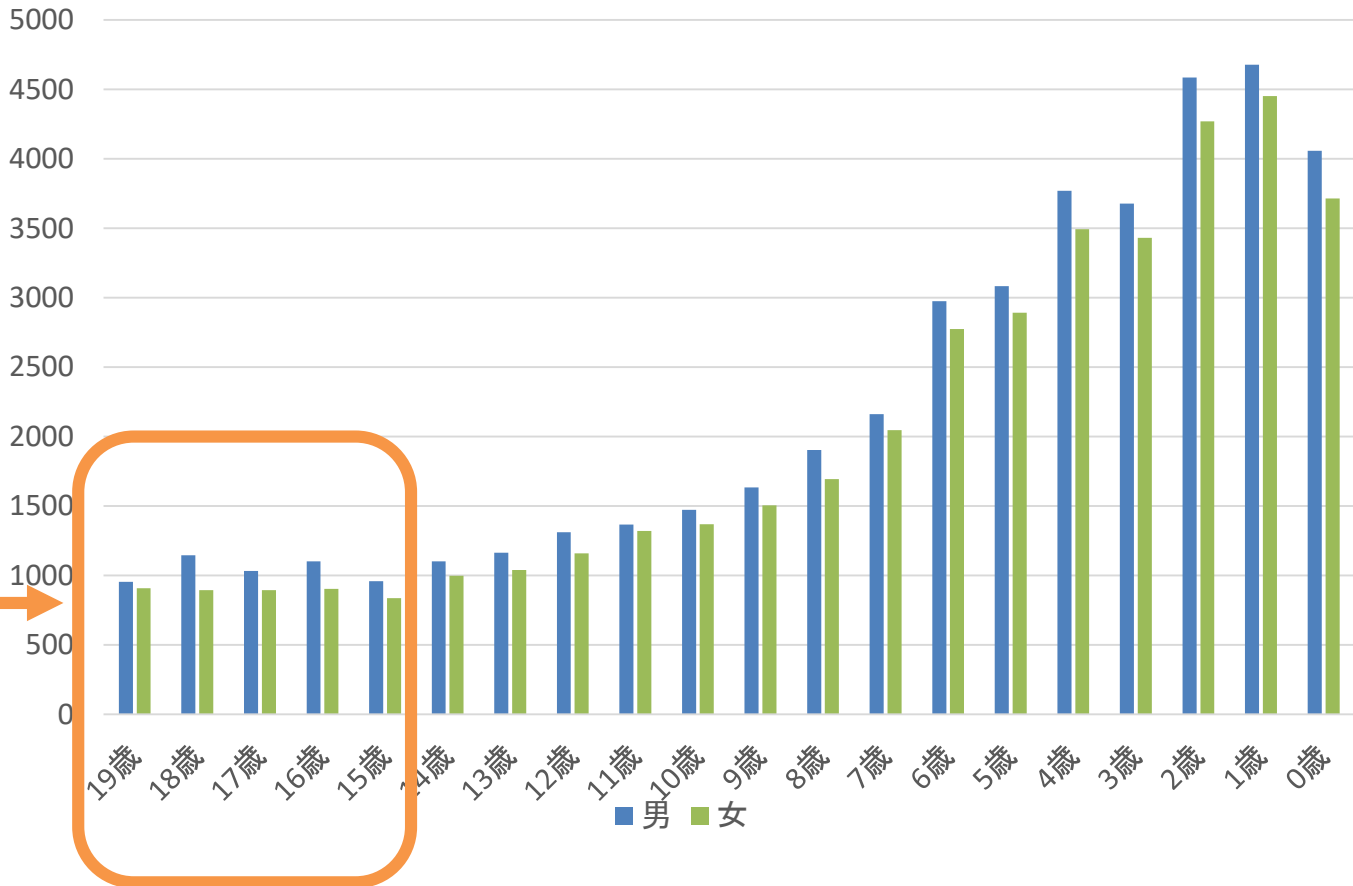
その他: 10年後、20年後に抱える問題とは？

【家族滞在ビザの現状…】

・家族滞在の総数
182,452人

・高校生に相当する
15歳から19歳までの数
9,629人

「家族滞在」ビザの総数(0歳から19歳まで)



- ・ベトナム人の**国民性**(将来設計を立てることが苦手)を理解し、適切な進路指導に努める。
- ・就職を希望する場合、入管の相談窓口や専門家のアドバイス等も参考にする。
また、ずっと日本で働く予定なのか、
数年後に帰国する予定なのかも確認する。



ご清聴ありがとうございました。

のれん行政書士事務所
代表行政書士 加藤慎二郎
(東京ベトナム協会 理事)